

編集後記

ようやく春らしくなってきた。

今年の冬は暖冬と予想されていたが記録的大雪となり、各地で被害を出した。100名を超える方がなくなってしまっており、そのほとんどがお年寄りの方であった。特に、若者が少ない過疎地域に被害者が集中しており、少子高齢化の波が影を落としている。厚生労働省の発表によれば、すでに昨年から日本は人口減少社会に突入しており、都市部ではまだ目立たないが、2030年までを俯瞰すれば、高齢者の増加率は地方よりも大都市圏周辺で急増するとのことである。

このような状況の下、これから日本を支えていく人材の育成が叫ばれている。では、日本の若者を取り巻く状況はどうであろうか。バブル崩壊以降のリストラや工場の海外移転などに見られるように、企業では人件費削減のために新規採用を抑えパートや派遣社員などの非正社員を増やしている。また、一面では職業選択の道が広がったという見方もできるが、終身雇用制の終焉による雇用の流動化が進んでいる。このため、企業はかつてのように手間暇をかけて、社内で人を育てることが少なくなってきたようである。そして、市場競争原理や成果主義が重視され、「勝ち組、負け組」といった言葉が飛びかうように、世の中の競争が激化してきている。この結果、実際に所得格差が広がりつつあり、教育機会の格差も増大してきているといわれている。

話が飛ぶが、戦後、日本は豊かな社会を目指し、国内総生産（GDP）では世界第2位の経済大国といわれるようになったが、国民は豊かで幸せになったのでしょうか。ある調査によれば、現在の子供が大人になる時代の方が今よりも幸せかどうかという問い合わせに対し、否定的な回答の方が多かったという。ヒマラヤの仏教国ブータンでは、国民総幸福量（Gross National Happiness : GNH）を国家指標にしてユニークな取組を行っているというが、「真の進歩指標」（Genuine Progress Indicator : GPI）で見た場合、日本は80年代半ば以降横ばい気味であるというから、社会的マイナス要因によるコストが増えているということであろうか。

閑話休題。

21世紀の初頭において、克服していかなくてはいけない課題は山ほどある。食料、資源、エネルギーを海外からの輸入に頼っている日本が、国際競争力を高め豊かな社会を築いていくためには、新たな付

加価値をもったモノやサービスを提供していくとともに、イノベーションを引き起こしていくことが期待されている。

そして、人口減少に対応していくためにも、若者一人一人の能力の向上とともに、想像力豊かな人材の能力を最大限に引き出していくことが必要であり、そのための社会システムのあり方が気にかかる。

競争が創意工夫を促していく原動力になると思われるが、若者が失敗を恐れずにいろんなことにチャレンジできる環境と敗者復活を許す社会の構築がますます重要になってくると思われる。

さて、小泉首相が施政方針演説で国家戦略として知的財産立国を目指すことを標榜してから4年目を迎える。この間、知的創造サイクルの「創造」「保護」「活用」の各分野でいくつもの取組が行われているが、その中で、知的創造サイクルを支えていく人材の育成に関する検討もこれまで以上に具体的になってきている。

知的財産戦略本部に設けられた専門調査会は、「知的財産人材育成総合戦略」を取りまとめ、各分野において求められる人材像の明確化と、必要な人材の確保・育成策の全体像を示している。

独立行政法人工業所有権情報・研修館においても、昨年の11月に、日本知的財産協会、日本弁理士会、社団法人発明協会の3団体と共に「知的財産人材育成セミナー」を初めての試みとして開催した。その中で、これからは、法律、ビジネス、技術、知財等の各分野に止まらず、複数の分野が分かるマルチメジャーな人材が必要になってくるという認識で共通しており、各専門家が交流できる場の構築とネットワークづくりが必要ではないかと感じたところである。

教育は国家百年の計といわれるように、人材の育成は一朝一夕にしてなるものではない。情報・研修館が種々の分野の方々と協同しつつ、その一助を担えれば幸いである。（H.O）



我が国の知的財産権戦略は、「知的財産の創造、保護及び活用」という知的創造サイクルを軸としている。そして、我が国の科学政策に関わりの深い阿部氏が巻頭言において指摘されているように、この知的創造サイクルの起点は「知的財産の優れた創造」

である。巻頭言では我が国の「創造」部分の課題が列挙されており、今後の政策への反映が期待される。

優れた知的財産が生み出された場合には、それを適切に「保護」しなければならない。これまでも技術の進展とともに、知的財産制度はその保護対象を拡大し、新たな産業・文化の創出、発展に寄与してきた。しかし、無体物である情報に対する排他権という強い権利を付与する知的財産法の保護範囲については、国際的に統一された基準があるわけではなく、TRIPS協定も保護の最低基準を定めているに過ぎない。こうした中、特に新分野の発明の保護の在り方については国際的に議論の対象となっており、実務上、数々の課題を抱えていることも少なくない。そこで本号では、こうした新分野の保護をめぐる諸問題について、多様な視点から、検討を行っていたいたいた。

潮海氏の論文は、間接侵害規定を中心とする特許法の法理の適用とその効力の制限について、プログラムに関する問題、実施行為の分担、修理行為及び試験・研究の予備行為、国際的特許侵害の四つの論点から、国内外の法制度及び判例を比較検討しつつ、考察を加えたものである。一方、同論文でも言及されている知財高裁の一太郎控訴審における「方法の使用に用いる物」の解釈について、詳細な解説及び検討を加えたのが花井氏の判例評釈である。同評釈では五つの論点から知財高裁判決を分析し、判旨を評価した上で、間接侵害の成立範囲の不当な拡張するのを防ぐ方策を提案している。

こうしたコンピュータ関連分野と同じく急速な進歩を続け、特許法の保護対象の境界をめぐる議論が絶えない分野がバイオテクノロジー関連分野である。

この分野を取り扱う泉川氏の論文は、2005年9月の米国CAFC判決を手がかりに、バイオテクノロジー関連分野における発明の特許性要件の判断基準につ

いて現状の論点を整理するとともに、今後の課題を提示しており、近年我が国で大きな問題となっているリサーチツールをめぐる議論に大いに資するものである。また、新しい特許として注目を集める一方で、特許実務上の取扱いの難しさが指摘されている数値限定発明について取り扱った岡田氏の論文は、我が国における最近の判例を体系的にまとめた上で、新規性・進歩性及び記載要件等をめぐる課題を吟味し、それらの解決策を探ろうとしており、実務的な意味からも意義が大きい。

このように新分野の発明の保護をめぐる論点は数多く、今後も適切な保護の在り方について、幅広い観点から、常に探問する必要がある。

さて、知的創造サイクルのもう一つの項目である「活用」分野については、近年の知財政策を受けて产学研官の連携が一層進み、技術移転も活発に行われている。しかし、一方で、技術移転等に伴う大学のリスクについては余り知られていない。その一つが大学等における安全保障貿易管理である。最近、外国に対し軍事転用可能な機器を輸出した事件が新聞紙面を賑わせているが、こうした問題は大学にとつても対岸の火事ではない。外為法の規制は意外なところにも及んでおり、本号の情報欄では大学等における留意点について概説している。

本号では、我が国の知的創造サイクル拡大のための課題のいくつかを紹介し、これらを解決するための考察を行った。本誌は今後とも多様な側面から我が国の産業財産権制度を研究し、我が国により良い制度構築に資する紙面作りを行っていきたいと考えている。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX: 03-3595-2792, E-mail: PA9305@ncipi.jpo.go.jp) まで。(M.T)